



5章 待機している方へ

1 待機中に変更事項があったとき

1 申し込みの有効期限 ～支給認定証の有効期間に注意！～

申し込みの有効期限は、教育・保育給付認定の有効期間または利用希望月の属する年度の末日（1月および2月利用調整を除く）のうち、いずれか早い日までとなります。

教育・保育給付認定については「保育を必要とする事由」によって有効期間が異なりますのでご注意ください（P11③参照）。教育・保育給付認定の有効期間が年度中に終了する方は、終了前に以下の書類をP12②の受付場所にご提出ください。

◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届

●保育の必要性を証明する書類（◆就労証明書、診断書の写し、◆求職活動状況申立書など）

●支給認定証

特に「求職活動」で申し込みの方は、教育・保育給付認定の有効期間が3カ月のため、上記の書類を有効期間が終了する月の翌月の利用申込の受付期間（P12参照）に提出していただく必要があります。提出がない場合は申込有効期間が終了となり利用調整の対象となりません。

例：教育・保育給付認定の有効期間が4月1日～6月30日の場合

→7月利用申し込み提出期限（5月30日（金）午後5時）までに提出する必要があります。

2 申し込んだ年度に入れなかったけれど、次の年度も保育が必要なときは・・・

次年度の4月以降も引き続き利用を希望する場合は、次年度4月利用の申し込み受付期間中に改めて申し込みが必要です。

例：9月利用希望で申込書を提出した場合（9月～2月の期間は申し込みが有効）

→次年度以降は、次年度4月利用の受付期間中に改めての申し込みが必要です。

◎1月および2月利用希望の申し込みは次年度まで有効となります。

◎次年度4月利用希望の受付期間については、決定次第、広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」および区ホームページでご案内します。

5章

待機している方へ

3 保育が必要なくなったときは・・・

下表の場合は速やかに「◆保育所入所（転園）申込取下届」と「支給認定証」をP12②の受付場所に提出し、申し込みを取り下げてください。

なお、取り下げとなるのは提出日の属する受付期間（P12①参照）の利用希望月からとなります。

●自宅で保育ができるようになった場合
●退職してその後働く意思がなくなった場合
●認可外保育施設などに入所して、認可保育施設に入所する意思がなくなった場合
●中央区から転出する場合

4 ご家庭やお仕事などの状況が申込時と変わったときは・・・

必ず以下の書類をご提出ください。提出先はP12②の受付場所です。

申込時と保育園の内定または決定時の就労などの実態に差異があるときは、内定取消または退園となります。書類が間に合わない場合や、利用開始後に変更する予定の場合は必ずご連絡ください。

必要書類	必要な方
◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届	全員

下表の書類は変更内容に応じてご提出ください。詳しくはP68～70をご確認ください。

必要書類	必要な方
●保育の必要性を証明する書類	証明内容に変更のある方
●保育料を算定するための書類	中央区で区民税が課税されていない方 区市町村民税に変更があった方
●ご家族に関する書類	ご家族の状況に変更がある方
●お子さんに関する書類	お子さんの状況に変更がある方
●支給認定証	支給認定証の内容に変更がある方



① ◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届

申し込み内容を変更するときに必要な書類です。P112～113に記入例がありますので、ご確認の上、記入してください。変更内容が下表の場合は「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」をご提出ください。

変更内容	提出期限
住所、氏名、電話番号	変更のあった日から1週間以内
子どもの健康状況 (疾病、障害、発達の遅れ、アレルギーなど)	変更のあった月 ※◆健康状態調査書と併せてご提出ください。 ※完治した場合も提出が必要です。
家族構成(次の子が生まれた)	変更のあった月 ※母子健康手帳(表紙および出生届出済証明書欄のあるページ)の写しと併せてご提出ください。
保育必要量(標準時間・短時間)	変更を希望する月の前月

② 保育の必要性を証明する書類

変更内容が下表の場合は「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」と表内の提出書類をご提出ください。

変更内容	提出期限	提出書類
退職して求職活動をはじめた	退職した月	◆求職活動状況申立書
求職活動・就労内定で就職した	就職した月	◆就労証明書(証明年月日が就労開始日以後のもの) (※1) 自営業主などはA書類(1種類)およびB書類(3カ月分)も提出
別の会社に転職した	転職した月	◆就労証明書(証明年月日が就労開始日以後のもの) (※1) 自営業主などはA書類(1種類)およびB書類(3カ月分)も提出
産前産後休暇・育児休業から復職した	復職した月	◆就労証明書(証明年月日が復職日以後のもの)
就労条件を変更した (就労場所・日数・時間など)	変更した月	◆就労証明書(変更後のもの) (※1) 自営業主などで就労場所を変更した場合は、A書類(1種類)も提出
病気・障害になった	医師の診断を受けた月	●診断書の写し(病名、病状、回復見込み、 <u>日中にお子さんの保育が必要である旨について記載されたもの</u>) ●障害者手帳の写し(両面)
次の子を妊娠した	分娩予定日の4カ月前(※2)	●母子健康手帳の写し(表紙と分娩予定日の記載があるページ)
学校などに入学した	入学した月	◆在学証明書 ●学生証の写し

(※1) 「自営業主など」とは、個人事業主、経営者、会社役員、家族従業者です。「A書類」および「B書類」はP15の「事業を営んでいることを証明する書類(営業証明)」の「Aグループ」および「Bグループ」です。

(※2) 4月利用希望で申し込みされる方は他の月に比べ、申込締切日が早いので、申し込み後に妊娠が確認できましたら早急にご提出ください。

ご提出いただけなかった場合は内定取消または退園になることがあります。

③ 保育料を算定するための書類

下表の場合は表内の提出書類をご提出ください。

書類の提出がない場合、利用調整の際は優先順位 12 番の対象とならず、利用開始後は保育料が最高額で決定となります。

対象者	提出期限	提出書類
4～8月利用で申し込みをした方で、9月以降も引き続き保育を必要とする次の方 ・令和7年1月1日現在中央区に住民登録がない方 ・育児休業取得などにより、令和7年度の区市町村民税が未申告である方	令和7年 7月31日（木）	◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届（令和7年度の住民税課税自治体に申告した旨記載） ●令和7年度「住民税課税（非課税）証明書」
区市町村民税が変更になった方（未申告者の決定を含む）	変更（決定）があった月	◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届（申告した旨記載） ●対象年度の「住民税課税（非課税）証明書」

④ ご家族に関する書類

変更内容が下表の場合は「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」と表内の提出書類をご提出ください。

変更内容	提出期限	提出書類
離婚（調停・協議）して別居することになった	離婚（調停・協議）した月	P17⑤「ひとり親家庭」に記載の書類（いずれかひとつ）
（結婚などで）同居することになった	結婚（同居）を開始した月	（同居者の） ●保育の必要性を証明する書類 ●保育料を算定するための書類

◎「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」には事由発生日もご記入ください。原則、事由発生日の翌月から保育料を再算定します。



⑤ お子さんに関する書類

変更内容が下表の場合は「**◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届**」と表内の提出書類をご提出ください。

変更内容	提出期限	提出書類
就労など（産前産後休暇、育児休業および求職中を除く）の理由により認可外保育施設の利用を開始した	利用開始月	◆受託証明書

- 認可外保育施設の利用を辞めた場合は「**◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届**」にその旨を記載してご提出ください。提出がないまま保育園が内定または決定した場合は、内定取消または退園となります。
- お子さんの預け先の変更に伴い、保護者の就労状況も変更した場合は、併せて変更書類をご提出ください（P68②参照）。

⑥ 支給認定証

支給認定証の記載内容（①教育・保育給付認定区分、②保育必要量、③有効期間、④保育の必要性の事由）が変更になるときは、変更前の「支給認定証」を併せてご提出ください。

支給認定証を紛失した場合は「**◆支給認定証再交付申請書**」をご提出ください。

5 希望園を追加したいとき、希望順位を変更したいときは・・・

「**◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届**」の裏面に希望園・順位について記載してご提出ください。

新たに希望する希望園・順位を変更後の欄に記載して P12 ②の受付場所に提出することで、提出日の属する受付期間（P12①参照）の利用希望月から、変更後の希望園・順位で利用調整を行います。

また兄弟姉妹で入所（転園）を申し込んでいる場合の希望条件を変更する場合は「**◆兄弟姉妹入所（転園）条件確認表**」を併せてご提出ください。

2 待機中に妊娠がわかったとき

1 待機中に妊娠がわかったら、どのような手続きをすればいいですか？

下表の書類を P12 ②の受付場所にご提出ください。提出がないまま保育園が内定または決定した場合は、内定取消または退園となります。

提出期限	提出書類
分娩予定日の4カ月前まで	◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届
	●母子健康手帳の写し（表紙・分娩予定日の記載ページ）
	●支給認定証

※4月利用希望で申し込みされる方は、他の月に比べ申込締切日が早いので、申込後に妊娠が確認できましたら早急にご提出ください。

申し込みの有効期間は教育・保育給付認定における「妊娠・出産」の有効期間になります。有効期限の翌月の利用申込の受付期間内に必ず次のページのいずれかの手続きをしてください。

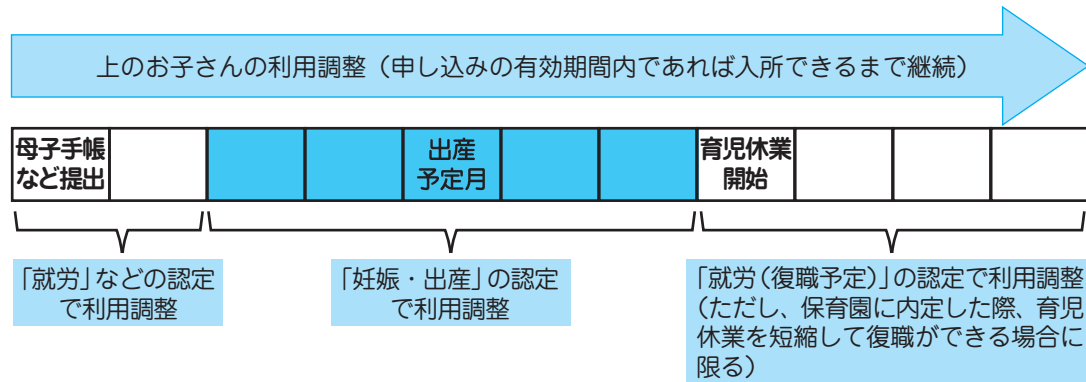
例えば、令和7年9月12日が分娩予定日の場合は、令和7年11月末まで（出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日）が教育・保育給付認定の有効期間（＝申し込みの有効期間）になるため、12月以降も申し込みを継続するためには、12月利用の提出期限まで（令和7年10月31日（金）午後5時まで）に手続きをする必要があります。

なお出産日が変更になった場合は、教育・保育給付認定の有効期間が変わる可能性がありますので、その際は速やかにお知らせください。



①上のお子さんの申し込みを継続する場合

復職予定月より前に保育園が内定した際に、育児休業を短縮して復職できる場合は、上のお子さんの申し込みを継続することができます。



提出期限	提出書類
教育・保育給付 認定有効期間の 翌月の利用申込 の提出期限まで (P12 ①参照)	◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届
	◆就労証明書（復職予定で、入所でき次第、育児休業を短縮して復職が可能であるもの）
	●支給認定証

◎下のお子さんの預け先が確保されていない場合は、上記の書類に加え、下のお子さんについても、別途「◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書」を提出し、保育園をお申し込みください。

◎兄弟姉妹のどちらか一方だけ内定した場合でも、必ず復職する必要がありますのでご注意ください。

②上のお子さんの申し込みを一旦中断する場合

復職予定月より前に保育園が内定した際に、育児休業を短縮して復職することができない場合は、上のお子さんの申し込みを継続することはできません。「妊娠・出産」の有効期間終了とともに申し込みの有効期間も終了となります。その後、復職が可能になった段階で、改めてお申し込みください。

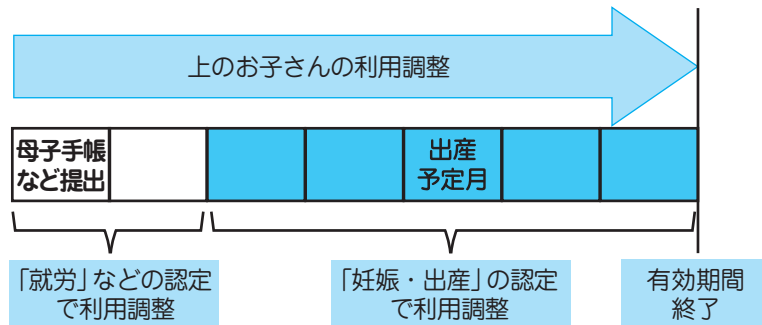
（復職が可能になった段階で再度申し込むとき）

提出期限	提出書類
復職予定月の提出期限まで (P12 ①参照)	P13～19を参照して該当する書類をご提出ください。

◎兄弟姉妹のどちらか一方だけ内定した場合でも必ず復職する必要がありますのでご注意ください。

③ ①、②の手続きをしない場合

「妊娠・出産」の有効期間は、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日となります。有効期間の経過後、教育・保育給付認定および申し込みは有効期間終了となります。



3 期間限定型保育事業・居宅訪問型保育事業について

それぞれの事業の詳細はP34～35および区ホームページをご参照ください。

